

次期ごみ処理施設整備基本計画（案）に対するご意見と組合の考え方

対応区分

- ①反映する：答申案に意見や提案内容を反映させていただくもの。
- ②反映済み：意見や提案内容がすでに反映されているもの。
- ③参考にする：今後の取り組みに意見や提案内容を参考にさせていただくもの。

No.	項目	意見の概要	対応区分	泉南清掃事務組合の考え方
1	周辺整備	整備の際に、臨海線から尾崎方面に抜けるルートとして堤防沿いの道路整備は検討の余地ないでしょうか。住宅地の狭い道路が尾崎方面の抜け道となっており、危険だと感じています。	③	<p>本事業は限られた敷地内での建て替え事業になり、堤防沿いの道路の拡幅整備に提供できるような敷地の余裕はありませんので、本事業の中で対応できることとして考えられるのは、曲がり角付近の見通し改善や乗用車同士のスムーズなすれ違いに向けた幅員の確保等、ごく限られた範囲の道路改修となります。</p> <p>また、その道路改修工事の実施に当たっては、清掃工場用地の土地所有者の許可が必要であり、堤防沿い道路の管理者との協議も必要となりますので、現焼却施設を撤去した後のリサイクル施設等の施設整備計画を策定する際に、関係法令および道路構造令等に照らし合わせ道路改修の検討を行うとともに、土地所有者等の関係機関と協議を行って参ります。</p>